

参 考 資 料

- 用語集&概念図 P 1
- 【別紙 1】 R4 汚水処理施設及び下水道普及状況 P 5
- 【別紙 2】 下水道事業及び農業集落排水事業の調整に関する基本方針 P13
- 【別紙 3】 R2 下水道整備率..... P14
- 【別紙 4】 滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画..... P15

用語集 & 概念図

あ行

	語句	該当頁	説明
あ	アクションプラン	1	滋賀県では平成 27 年度を基準年とし、今後、概ね 10 年間での汚水処理の概成を目標とし、各種汚水処理施設の整備を行う具体的な実施計画(目標)のこと
お	汚水処理人口普及率	1	行政区域内の総人口に占める汚水処理(下水道、集落排水事業、合併処理浄化槽)が可能な人口の比率。つまり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿汲み取り人口を除いた人口の比率。 ■汚水処理人口普及率(%)= 汚水処理可能人口/総人口×100
お	汚濁負荷量	4	窒素やりん、CODなどの汚濁物質の量があり、汚濁物質の時間、あるいは日排水量で表し、[汚濁負荷量=濃度×排出量]で計算される。

か行

	語句	該当頁	説明
か	合併処理浄化槽(浄化槽)	1	し尿と生活雑排水の両方を戸別に処理する施設(環境省所管)。これに対し、単独処理浄化槽はトイレからの排水のみを処理する施設。 ※平成 13 年 4 月以降の浄化槽の設置は、合併処理浄化槽のみ認められている。
か	改築・更新	12	使用年数の経過あるいは使用に伴う劣化により、施設が機能不全になる前に、施設の補修、入替え、もしくは性能・能力更新を行うこと。
き	供用開始区域	11	下水道が使用できるようになった区域のこと。
け	下水道普及率・下水道処理人口普及率	1	行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率。下水道処理人口普及率ともいう。 ■下水道普及率(%)= 処理区域内人口/総人口×100
け	下水道整備率	11	下水道で整備するとしている区域に対し、下水道が整備された区域の比率。 ■下水道整備率(%)= 供用開始面積/全体計画処理面積×100
け	下水道全体計画区域	3	行政区域内において下水道事業で整備する区域の全域で、概ね 20~30 年で整備できる区域。
け	下水道事業計画区域	13	優先度の高い地区、整備の進捗状況及び財政状況などを勘案し、概ね 7 年以内に整備可能な区域。
け	下水道事業計画未取得区域	13	下水道全体計画区域のうち、下水道事業計画区域として位置づけしていない区域。 ■事業未取得区域(ha) = 全体計画区域-事業計画区域
こ	広域化・共同化計画	2	人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定するものであり、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省の四省連名により、全ての都道府県において令和 4 年度までに計画を策定するとされているもの。
こ	高度処理	4	有機物除去を中心とした従来の標準的な下水処理と比べて富栄養化の原因になる窒素・りん等の除去が高度に行える処理方式。
こ	公共下水道	1	市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道へ接続するもの(国土交通省所管)。

注) 頁 No : 当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。

さ行

	語句	該当頁	説明
し	小規模集合排水処理施設	3	市町村が汚水等を集約的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施する事業のこと。
し	人口フレーム	12	将来推計人口に、土地利用の状況、政策的判断などの影響を加味し、想定した人口。

た行

	語句	該当頁	説明
た	耐用年数	12	部品や施設などが適切な管理にも関わらず、その使用目的を達することができなくなるまでの年数のこと。
た	単独公共下水道	3	市町村が独自に終末処理場を有する公共下水道。一方、独自の終末処理場を持たず、流域下水道に接続する下水道を流域関連公共下水道という。
と	特定環境保全公共下水道	3	市街化区域外において農村、漁村などにおける生活環境改善、河川、湖沼などの水質汚濁防止を目的とする下水道のこと。

な行

	語句	該当頁	説明
の	農業集落排水施設	1	農村地域の汚水等を集約して処理する施設（農林水産省所管）。ほかに林業集落排水施設（農林水産省所管）や小規模集合排水施設（総務省所管）がある。

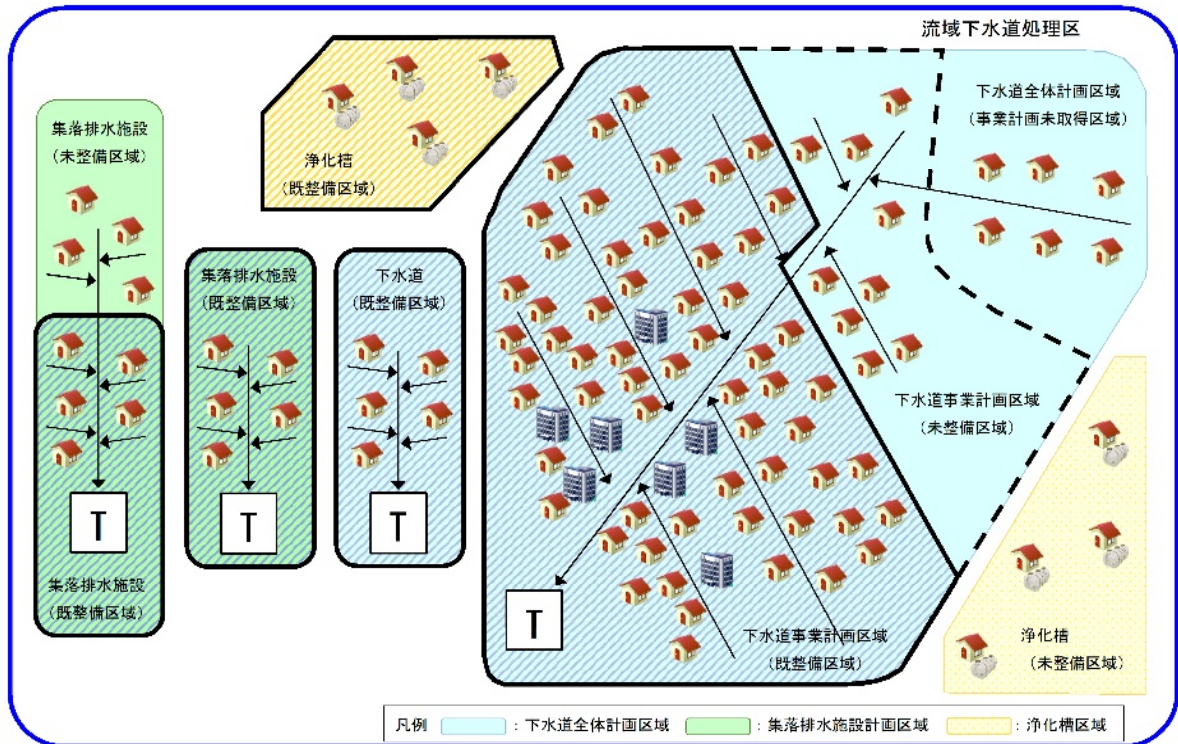
ら行

	語句	該当頁	説明
り	流域下水道	3	主に都道府県が管理する 2 以上の市町村の区域における下水道を排除・処理する幹線や終末処理場を有する下水道（国土交通省所管）。
り	流域関連公共下水道	3	複数の市町村からの下水を処理する流域下水道に接続する公共下水道をいう。
り	流域別下水道整備総合計画（流総計画）	1	下水道整備の基本方針を定めた計画。処理区域、処理能力、窒素やリンの目標削減量などを定めている。滋賀県では「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」を策定している。

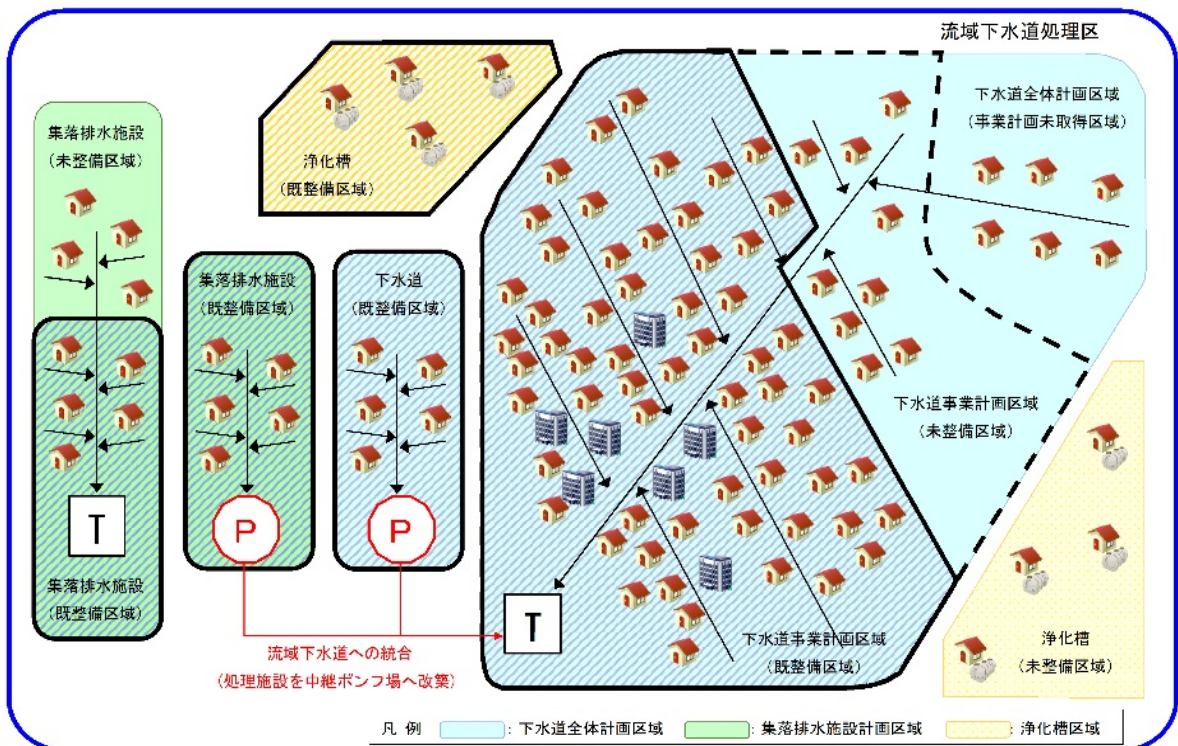
注) 頁 No : 当該語句が本文中で最初に登場する頁 No を示す。

汚水処理施設の整備状況の概念図

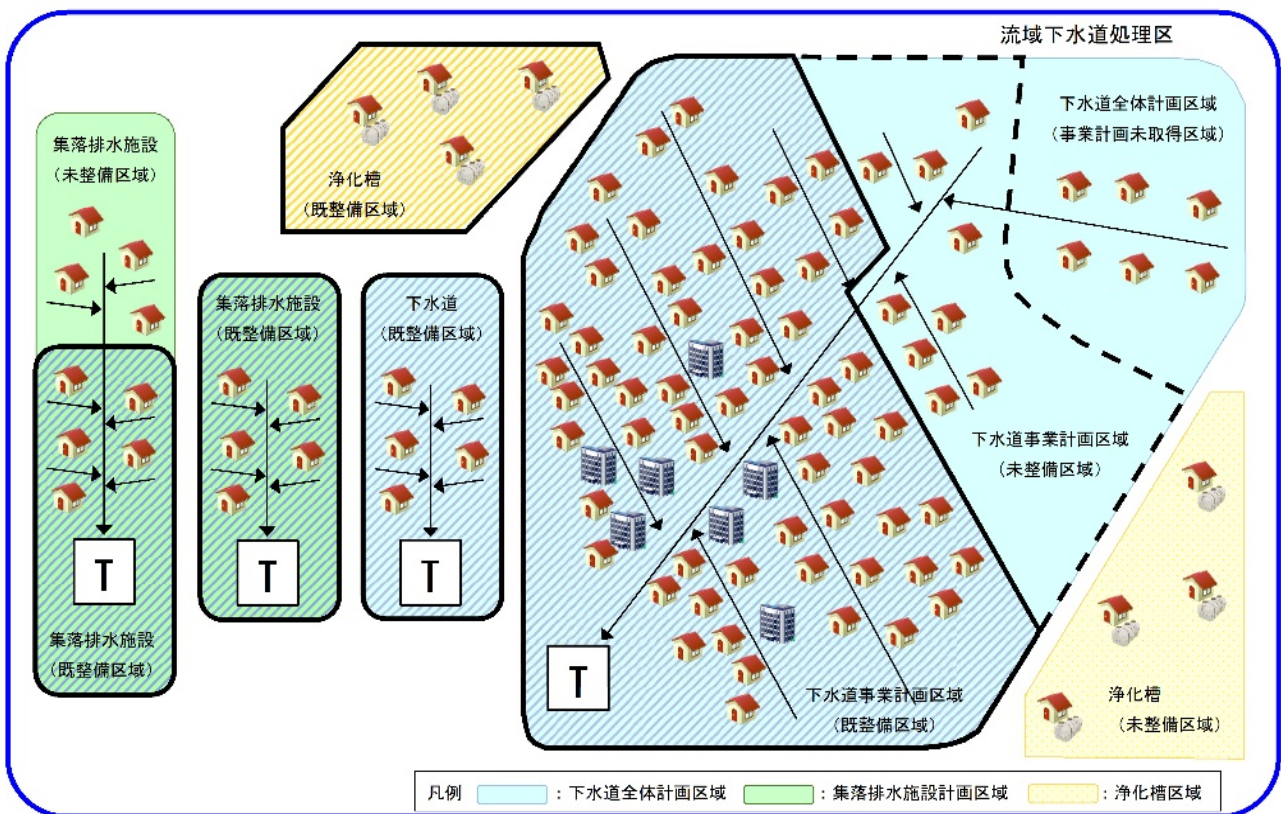
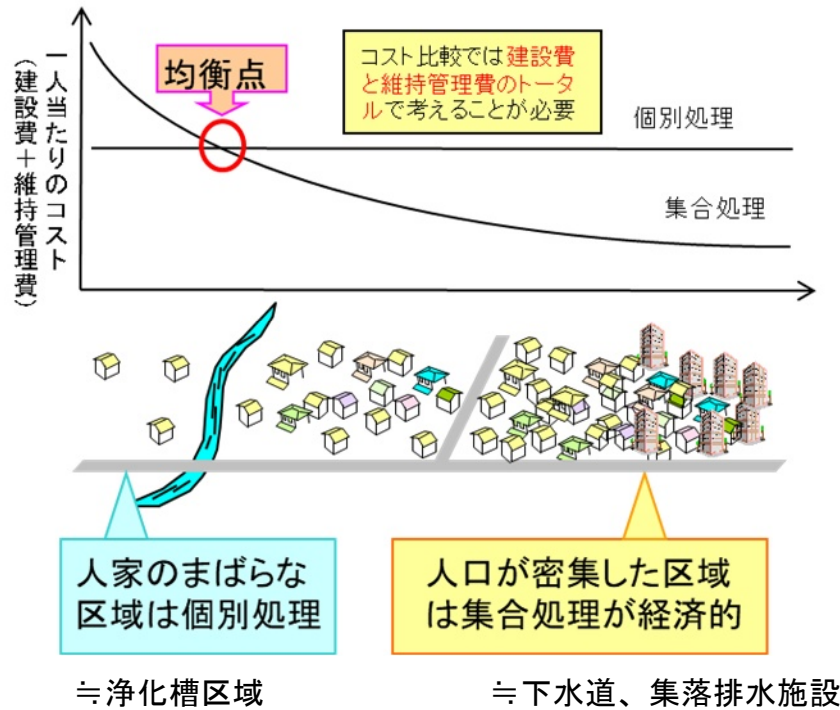
【現状】



【下水道区域への集落排水施設等の統合】



集合処理と個別処理のコスト比較の概念図



別紙 1

市町別汚水処理人口

(令和4年度末)

市町名	総人口 (人)	汚水処理人口 (人)				
			下水道	農業集落 排水施設	林業集落 排水施設	合併処理 浄化槽等
大津市	343,839	340,566	338,754	-	-	1,812
彦根市	111,493	108,217	97,095	4,015	-	7,107
長浜市	114,524	114,524	96,290	18,010	-	224
近江八幡市	81,669	81,295	68,250	595	-	12,450
草津市	138,600	138,568	138,266	-	-	302
守山市	85,675	85,512	85,416	-	-	96
栗東市	70,440	70,425	70,203	160	-	62
甲賀市	88,865	86,528	72,198	7,323	-	7,007
野洲市	50,614	50,299	50,098	-	-	201
湖南市	54,393	54,000	53,632	-	-	368
高島市	46,228	45,924	40,510	3,305	39	2,070
東近江市	112,349	111,021	92,636	17,530	-	855
米原市	37,593	37,593	34,426	3,069	-	98
日野町	20,888	20,819	16,468	4,136	-	215
竜王町	11,520	11,520	9,832	711	-	977
愛荘町	21,315	21,269	21,135	-	-	134
豊郷町	7,176	7,175	7,175	-	-	-
甲良町	6,568	6,560	6,560	-	-	-
多賀町	7,440	7,354	6,743	426	-	185
滋賀県計	1,411,189	1,399,169	1,305,687	59,280	39	34,163

※1 総人口は令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口で外国人を含める。

※2 「-」は、各事業を実施していない市町を示す。

市町別汚水処理人口普及率

(令和4年度末)

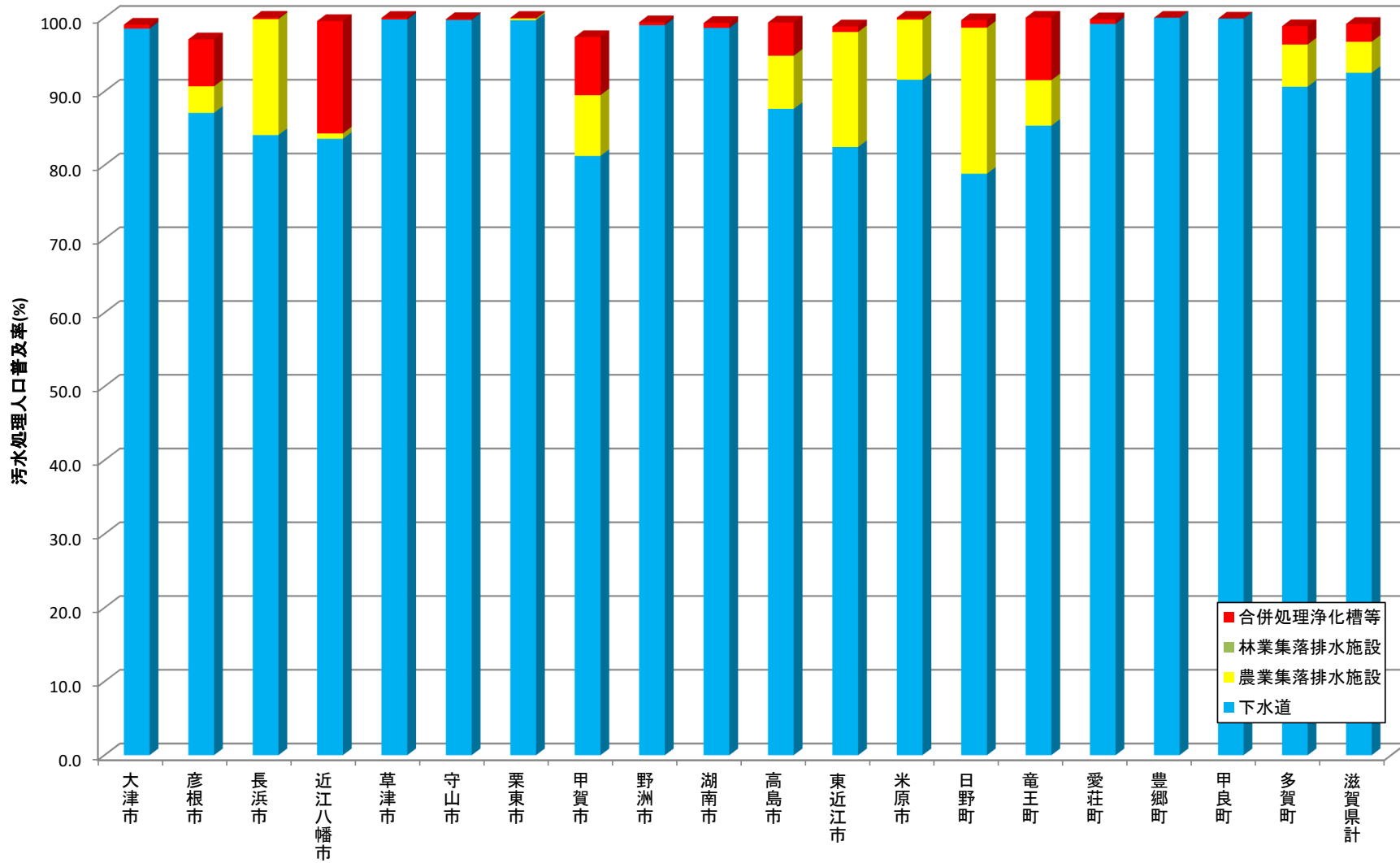
市町名	汚水処理人口普及率					
		下水道	農業集落排水施設	林業集落排水施設	合併処理浄化槽等	
大津市	99.0%	98.5%	—	—	0.5%	
彦根市	97.1%	87.1%	3.6%	—	6.4%	
長浜市	100.0%	84.1%	15.7%	—	0.2%	
近江八幡市	99.5%	83.6%	0.7%	—	15.2%	
草津市	100.0%	99.8%	—	—	0.2%	*
守山市	99.8%	99.7%	—	—	0.1%	
栗東市	100.0%	99.7%	0.2%	—	0.1%	*
甲賀市	97.4%	81.2%	8.2%	—	7.9%	
野洲市	99.4%	99.0%	—	—	0.4%	
湖南市	99.3%	98.6%	—	—	0.7%	
高島市	99.3%	87.6%	7.1%	0.1%	4.5%	
東近江市	98.8%	82.5%	15.6%	—	0.8%	
米原市	100.0%	91.6%	8.2%	—	0.3%	
日野町	99.7%	78.8%	19.8%	—	1.0%	
竜王町	100.0%	85.3%	6.2%	—	8.5%	
愛荘町	99.8%	99.2%	—	—	0.6%	
豊郷町	100.0%	100.0%	—	—	—	*
甲良町	99.9%	99.9%	—	—	—	
多賀町	98.8%	90.6%	5.7%	—	2.5%	
滋賀県計	99.1%	92.5%	4.2%	0.0%	2.4%	

※1 各処理施設および全体の普及率は、小数点以下2桁を四捨五入している。

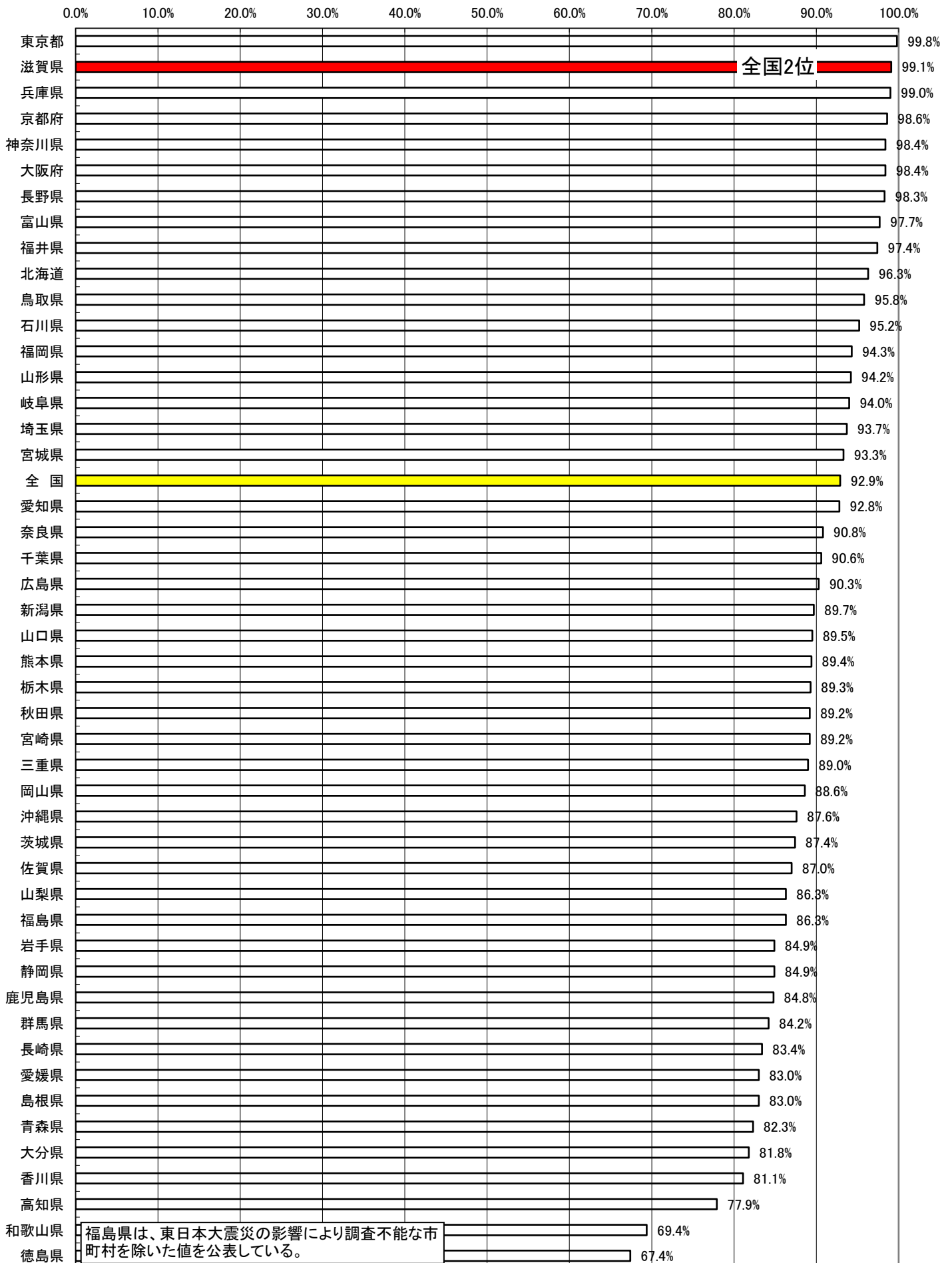
※2 *印は、四捨五入の結果100%と表記している。

※3 「-」は、各事業を実施していない市町を示す。

市町別污水处理人口普及率(令和4年度末)



都道府県別汚水処理人口普及率(令和4年度末)



公共下水道普及状況

(令和5年3月31日現在)

処理区名	市町名	処理区域面積	行政区域内人口	処理区域内人口	処理区域内 水洗化人口	処理区域内 世帯数	処理区域内 水洗化世帯数	普及率	水洗化率 (処理区域内)	水洗化率 (行政区域内)	水洗化率 (処理区域内世帯)	計画区域外人口 (人)
		(ha)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(世帯)	(%)	(%)	(%)	(%)	
		A	B	C	D	E	F	$G=C/B$	$H=D/C$	$I=D/B$	$J=F/E$	N
湖南中部処理区	大津市	1,819.7	111,529	110,662	109,015	48,581	47,814	99.2	98.5	97.7	98.4	433
	近江八幡市	1,547.6	81,434	68,015	61,391	29,114	26,313	83.5	90.3	75.4	90.4	434
	草津市	2,644.1	138,600	138,266	136,369	62,854	61,983	99.8	98.6	98.4	98.6	0
	守山市	1,724.8	85,675	85,416	83,322	34,534	33,740	99.7	97.5	97.3	97.7	259
	栗東市	1,678.9	70,440	70,203	69,483	29,024	28,687	99.7	99.0	98.6	98.8	434
	甲賀市	2,471.6	71,427	64,236	58,540	26,822	24,482	89.9	91.1	82.0	91.3	53
	野洲市	1,324.8	50,614	50,098	49,567	21,052	20,727	99.0	98.9	97.9	98.5	77
	湖南市	1,849.0	54,393	53,632	51,431	24,126	22,700	98.6	95.9	94.6	94.1	24
	東近江市	2,495.9	99,723	85,090	74,855	36,145	30,668	85.3	88.0	75.1	84.8	4,846
	日野町	828.8	20,888	16,468	14,207	6,969	5,888	78.8	86.3	68.0	84.5	231
竜王町	421.1	11,520	9,832	9,003	3,572	3,148	85.3	91.6	78.2	88.1	0	
処理区計	18,806.3	796,243	751,918	717,183	322,793	306,150	94.4	95.4	90.1	94.8	6,791	
湖西処理区	大津市	2,420.7	119,950	116,011	113,490	52,270	50,935	96.7	97.8	94.6	97.4	461
	処理区計	2,420.7	119,950	116,011	113,490	52,270	50,935	96.7	97.8	94.6	97.4	461
東北部処理区	彦根市	2,404.8	111,493	97,095	87,963	44,056	39,923	87.1	90.6	78.9	90.6	0
	長浜市	3,743.0	114,524	96,290	91,183	40,335	38,046	84.1	94.7	79.6	94.3	4,462
	東近江市	435.8	12,626	7,546	7,539	2,826	2,821	59.8	99.9	59.7	99.8	0
	米原市	1,777.5	37,593	34,426	32,700	13,172	11,462	91.6	95.0	87.0	87.0	906
	愛荘町	938.9	21,315	21,135	19,490	8,378	7,401	99.2	92.2	91.4	88.3	0
	豊郷町	372.5	7,176	7,175	6,719	3,114	2,796	100.0	93.6	93.6	89.8	0
	甲良町	402.8	6,568	6,560	5,397	2,615	1,915	99.9	82.3	82.2	73.2	5
	多賀町	336.6	7,440	6,743	6,452	2,554	2,129	90.6	95.7	86.7	83.4	671
処理区計	10,411.9	318,735	276,970	257,443	117,050	106,493	86.9	92.9	80.8	91.0	6,044	
高島処理区	高島市	2,097.7	44,664	39,827	34,721	15,785	12,779	89.2	87.2	77.7	81.0	2,643
	処理区計	2,097.7	44,664	39,827	34,721	15,785	12,779	89.2	87.2	77.7	81.0	2,643
琵琶湖流域下水道計		33,736.6	1,279,592	1,184,726	1,122,837	507,898	476,357	92.6	94.8	87.7	93.8	15,939
大津処理区	大津市	1,441.2	107,429	107,155	105,977	50,430	49,989	99.7	98.9	98.6	99.1	0
藤尾処理区	大津市	92.0	4,931	4,926	4,499	2,522	2,307	99.9	91.3	91.2	91.5	0
沖島処理区	近江八幡市	8.7	235	235	235	127	127	100.0	100.0	100.0	100.0	0
土山処理区	甲賀市	348.4	6,926	5,438	4,407	2,295	1,860	78.5	81.0	63.6	81.0	1,231
信楽処理区	甲賀市	104.1	10,512	2,524	1,434	1,163	664	24.0	56.8	13.6	57.1	4,221
朽木処理区	高島市	56.9	1,564	683	677	292	285	43.7	99.1	43.3	97.6	832
単独公共下水道計		2,051.3	131,597	120,961	117,229	56,829	55,232	91.9	96.9	89.1	97.2	6,284
滋賀県計		35,787.9	1,411,189	1,305,687	1,240,066	564,727	531,589	92.5	95.0	87.9	94.1	22,223
大津市全域	大津市	5,773.6	343,839	338,754	332,981	153,803	151,045	98.5	98.3	96.8	98.2	894
近江八幡市全域	近江八幡市	1,556.3	81,669	68,250	61,626	29,241	26,440	83.6	90.3	75.5	90.4	434
甲賀市全域	甲賀市	2,924.1	88,865	72,198	64,381	30,280	27,006	81.2	89.2	72.4	89.2	5,505
高島市全域	高島市	2,154.6	46,228	40,510	35,398	16,077	13,064	87.6	87.4	76.6	81.3	3,475
東近江市全域	東近江市	2,931.7	112,349	92,636	82,394	38,971	33,489	82.5	88.9	73.3	85.9	4,846
複数処理区市町計		15,340.3	672,950	612,348	576,780	268,372	251,044	91.0	94.2	85.7	93.5	15,154

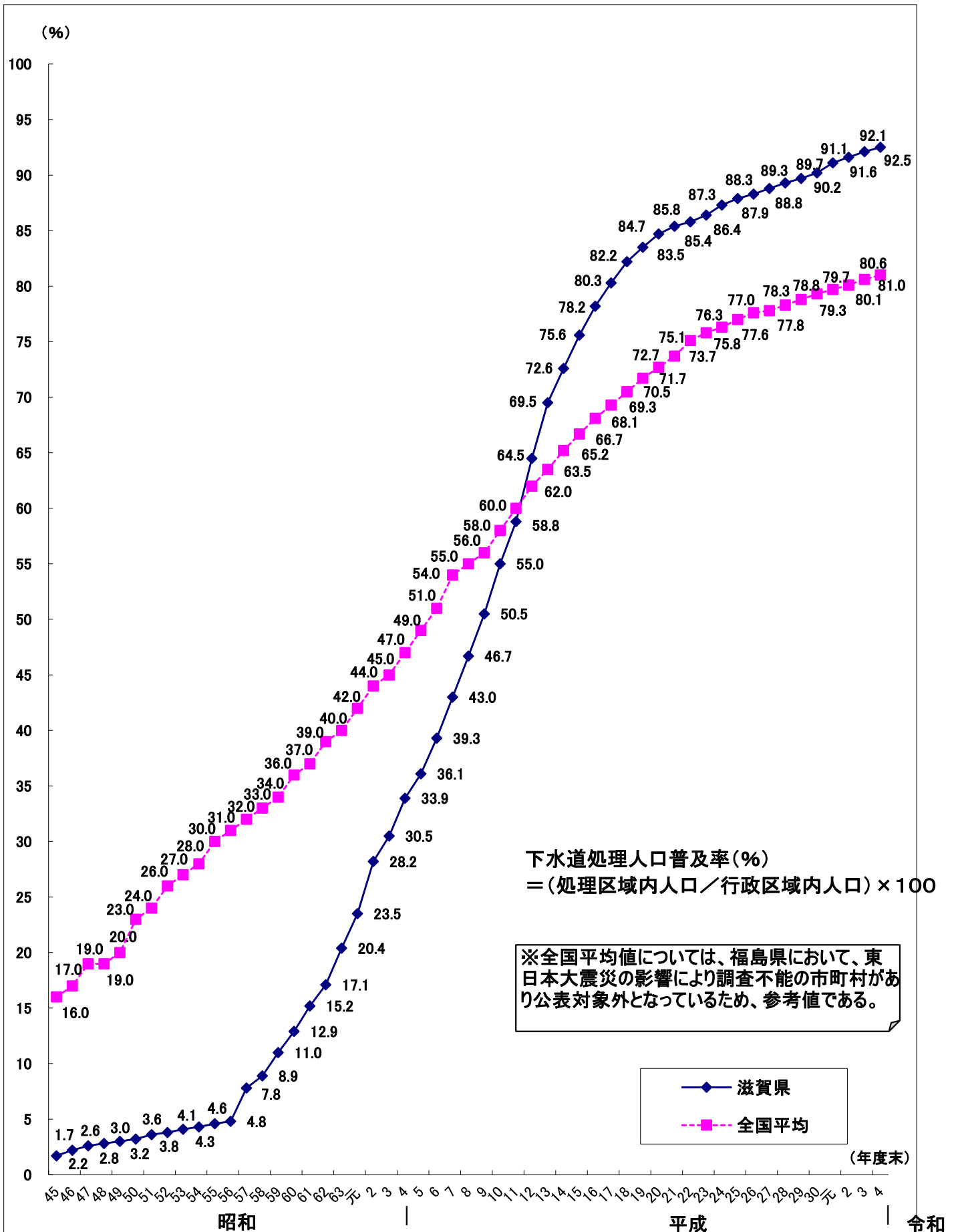
(注1) 行政区域内人口の滋賀県計には、長浜市の旧余呉町および旧西浅井町、東近江市の旧永源寺町の人口を含む。

(注2) 各市町の行政区域内人口は住民基本台帳人口に基づいている。

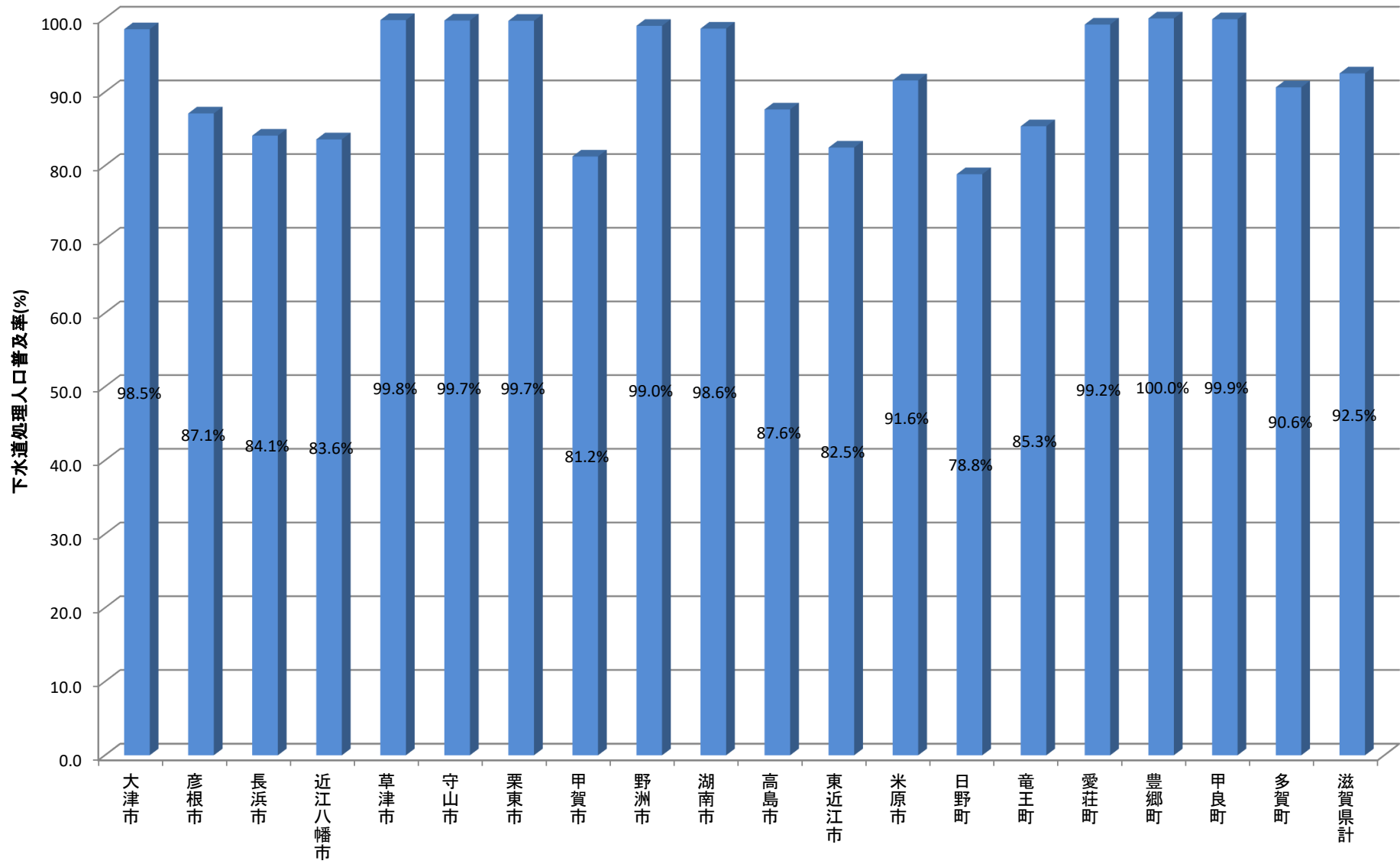
(注3) 処理区域人口は、下水道法第九条第二項の規定により、終末処理場による下水の処理を開始した地域をいう。

7. 下水道普及率

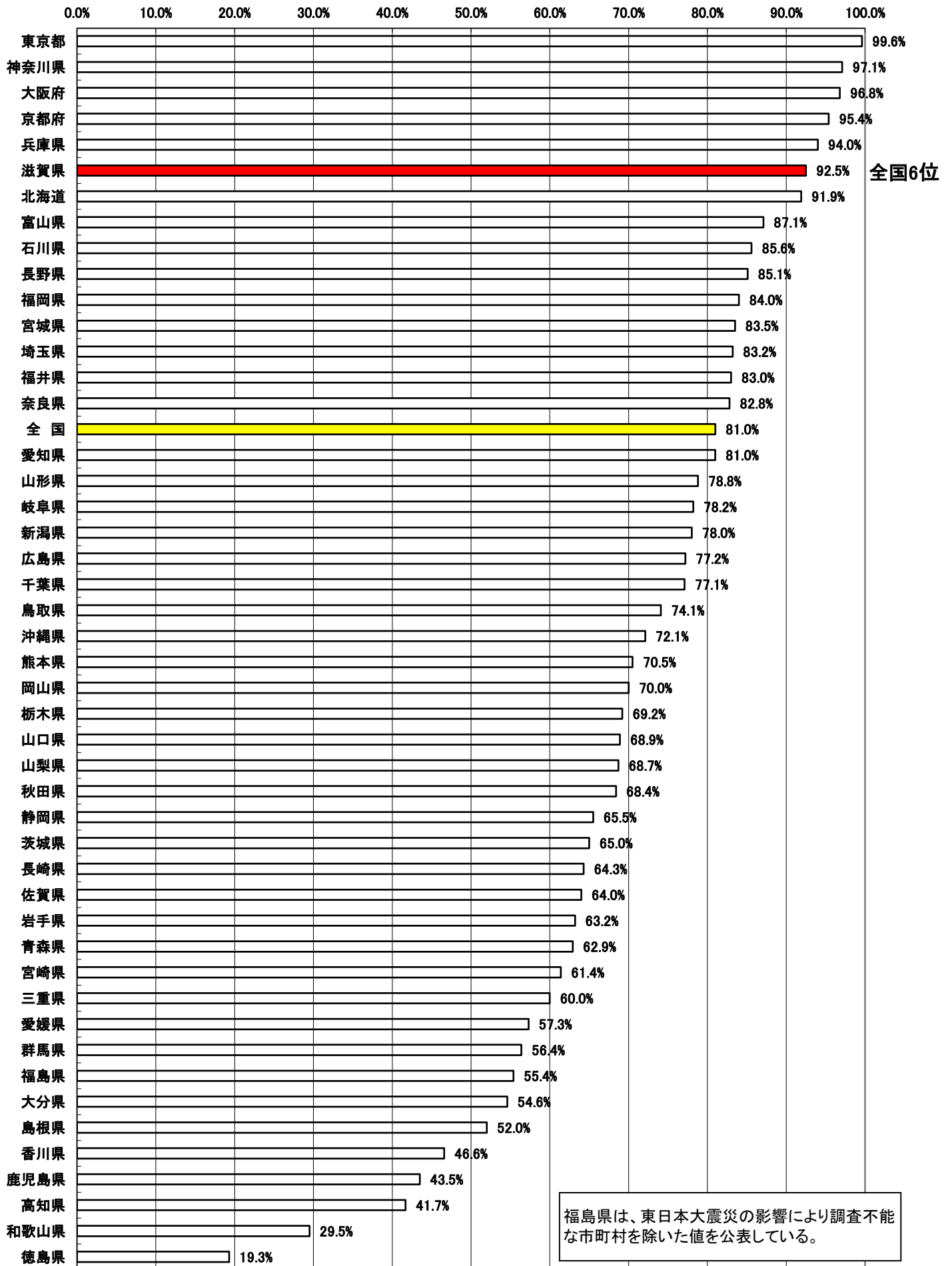
下水道処理人口普及率の推移



市町別下水道処理人口普及率(令和4年度末)



都道府県別下水道処理人口普及率(令和4年度末)



別紙 2

平成9年4月18日

滋賀県における下水道事業及び農業集落排水事業の調整に関する基本方針

滋賀県

琵琶湖環境部下水道計画課

農政水産部農村整備課

滋賀県における下水道事業と農業集落排水事業の実施にあたっては、毎年度、関係部局が協議調整し推進してきたところであり、また、平成7年度から全県域污水適正処理構想の作成を進めてきたが、近年、行政批判の高まり、財政事情の厳しさ、非効率な公共事業の投資に対する批判などから污水处理施設等の二重投資を避け、一層の効率的、経済的な執行を行わなければならない状況となっている。このため、下水道事業及び農業集落排水事業の適正な推進を図る必要から、下記の基本方針により調整を図る。

1、今後の下水道事業及び農業集落排水事業の適正な推進を図るため、県、市町村の関係部局は、都道府県構想の策定及び両事業の整備計画の見直しを早急に行うものとする。

2、都道府県構想の策定及び整備計画の見直しにあたっては、各種污水处理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、汚泥の処理等の将来の維持管理、污水处理施設整備の緊急性等を総合的に勘案し合理的な内容となるよう留意するとともに、関係市町村の意向を十分に反映するものとする。

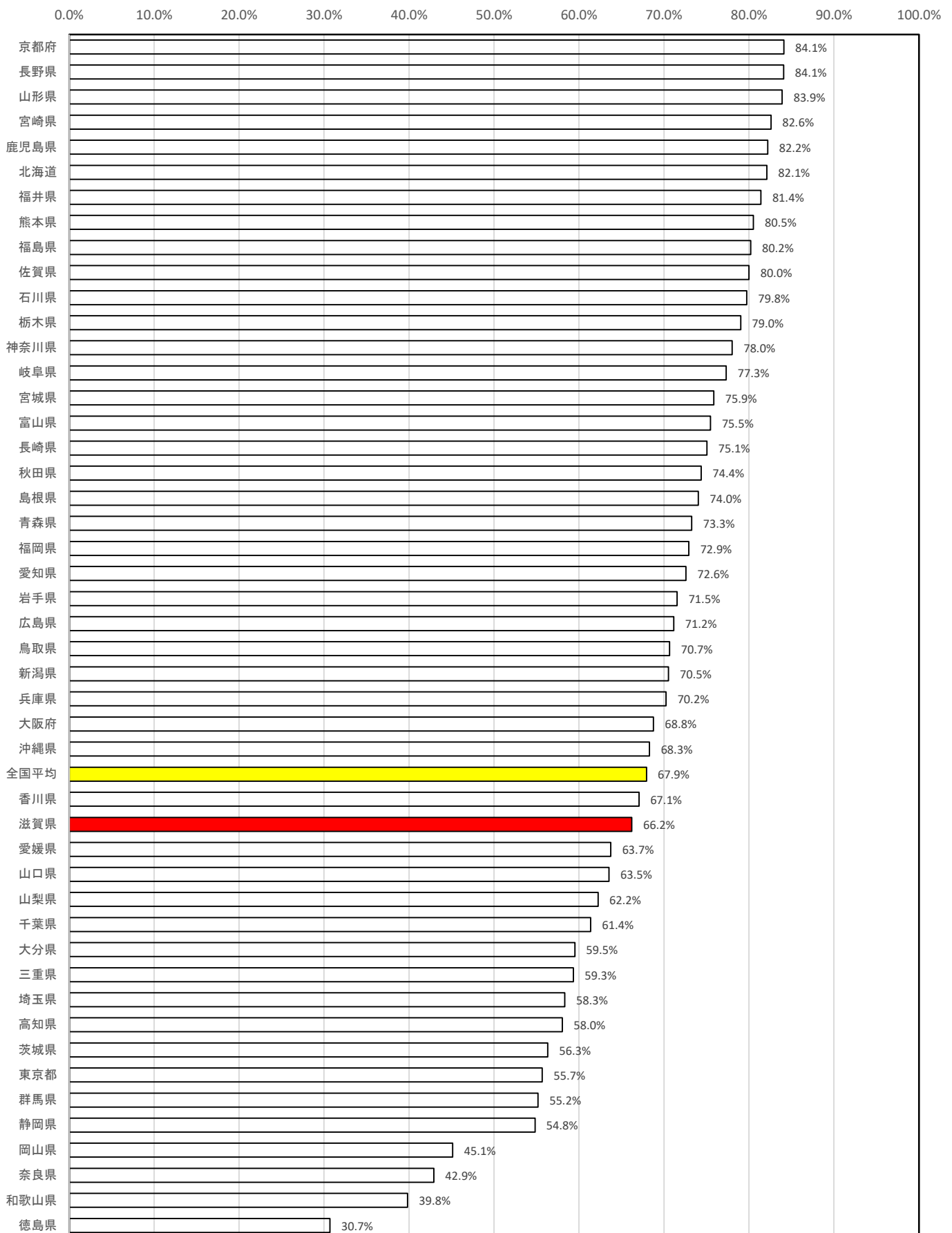
3、都道府県構想の策定に当たっては、原則として、下水道全体計画区域内は下水道事業で整備し、農業集落排水事業として整備、管理する地域は、下水道全体計画区域から除外するものとする。

4、すでに整備された農業集落排水施設について、上記見直しの結果、将来とも農業集落排水施設として管理する地域は、下水道全体計画区域から除外するものとし、下水道全体計画区域として位置づける農業集落排水施設については、県及び市町村は、基幹施設の耐用年数、維持管理費等を総合的に勘案して適当な時期に下水道に接続するものとする。

5、下水道全体計画及び農業集落排水事業計画は、今後の情勢の変化に応じ、必要な見直しを行うものとする。

別紙 3

都道府県別下水道整備率(供用開始面積/全体計画処理面積)(令和2年度末)



出典)令和2年 下水道統計

別紙 4

滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール（年度）						
			2018(H30)	短期（～5年）		中期（～10年）		長期的な方針（～30年）	
				2023(R5)	2027(R9)	2028(R10)	2032(R14)	2033(R15)	2052(R34)
滋賀県、農業集落排水施設の下水道への接続を検討する9市町	農業集落排水施設の統合	農業集落排水施設	研 究 賀 会 県 の 汚 水 処 理 事 業 広 域 化 ・ 共 同 化	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に下水道へ接続 ※2045年度（令和27年度）までに統合完了 					
滋賀県、県内19市町、琵琶湖流域	雨天時浸入水対策	管路		<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等事務的資料の作成・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化に向けた検討（グルーピング、費用分担、対策手法等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・共同化の実施（グループによる共同対策等） 		
	災害時対応	資機材 マンホールポンプ場		<ul style="list-style-type: none"> ・保有資機材情報の一元管理 ・県内統一の被災時対応訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担、費用分担、人材支援等に向けた検討 ・災害時支援協定の締結 				
	維持管理業務の共同化（管路、マンホールポンプ）	管路 マンホールポンプ場		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理水準の統一化に向けた検討（維持管理業務内容、頻度、方法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同化に向けた検討（手引き等事務的資料の作成、複数市町による連携方針等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・共同化の実施（維持管理水準の統一化、複数市町による連携等） 		
	下水道台帳の共有化	下水道台帳システム	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳システムの入力項目の統一 ・共有システム構築のための情報蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ入力、更新の体制づくりの検討 ・共有システムの構築に向けた検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・共有システム（クラウド化）の構築 			